## エンジェル税制 要件判定シート

平成26年5月

- ▶次頁以降のボタンを選択(クリック)して判定を進めてください。
- >要件を全て満たす場合、申請に必要な書類一覧も確認できます。

## はじめに

#### くどちらかを選択してください>

### 事前確認制度を利用したい

払込みの前に企業要件のみを確認申請します

(※その後、払込みがあった場合は改めて個人要件の確認申請が必要です)

事前確認を申請しようとする日(申請日)を基準として判定してください

### 企業要件の判定



### 払込み後の確認を受けたい

払込みの後に企業要件と個人要件を合わせて確認申請します <u>払込みのあった日(払込期日)を基準として判定してください</u>

### 企業要件・個人要件の判定



- 判定の順番は、個人要件→企業要件となります。
- 事前確認制度を利用して払込みを受けた場合の個人要件の確認もこちらから判定できます。
- ・個人からの直接の払込みを想定しています。民法組合等を経由した払込みについては別途ご相談ください。

## 中小企業(以下の要件)に該当しますか?

業種	資本金の額	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	又は 300人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下
サービス業	5,000万円以下	又は 100人以下
小売業	5,000万円以下	又は 50人以下
ゴム製品製造業**2	3億円以下	又は 900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	又は 300人以下
旅館業	5,000万円以下	又は 200人以下

#### ◆補足

- ・資本金の額又は従業員数のどちらかを満たしていれば中小企業に該当します。
- ・例えば製造業の場合、資本金が3億円を超えていても従業員数が300人以下であれば、中小企業に該当します。

はい

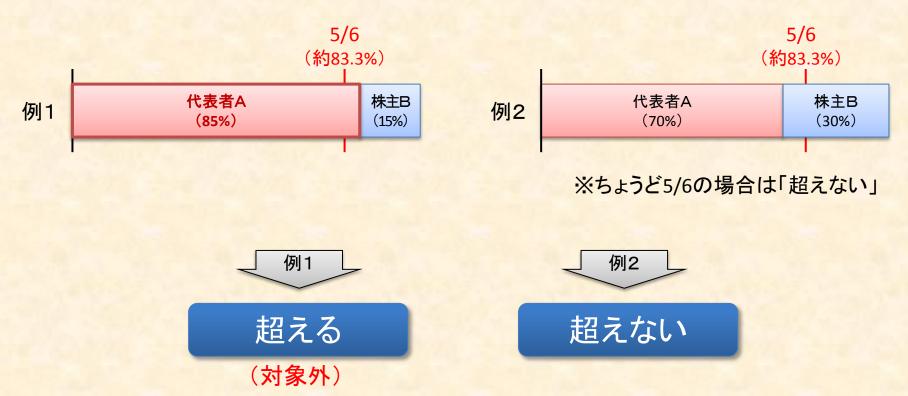
いいえ

## 発行済株式の総数の50%を超えて保有する 株主グループがいますか?

株主及びその親族、その関係会社等



## その株主グループが保有する株式は 発行済株式の総数の5/6 (約83.3%)を超えますか?

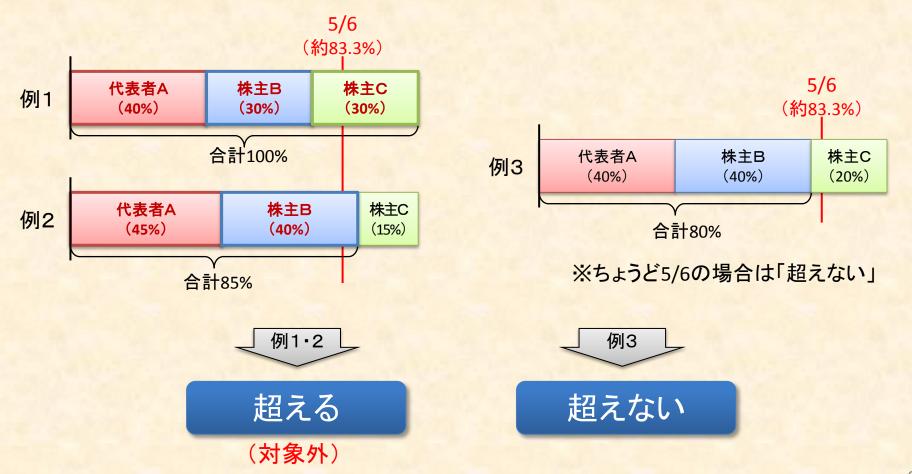


## 発行済株式の総数の30%以上を保有する 株主グループがいますか?

株主及びその親族、その関係会社等

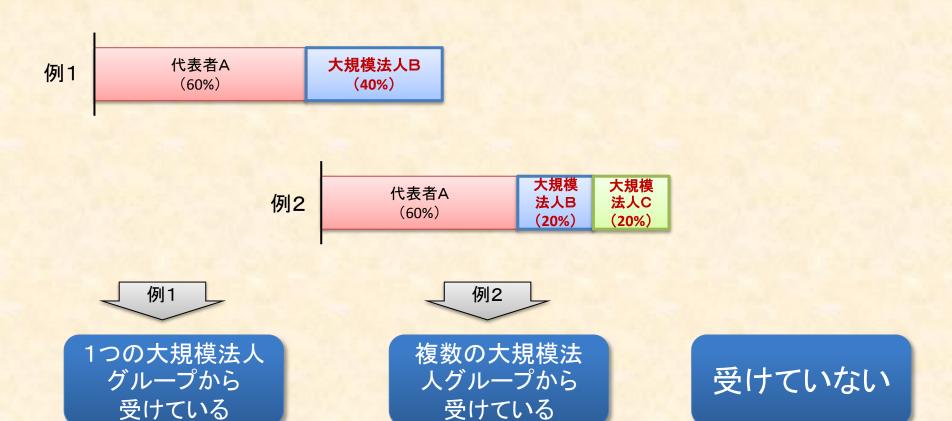


## その株主グループが保有する株式の合計数が 発行済株式の総数の5/6(約83.3%)を超えますか?

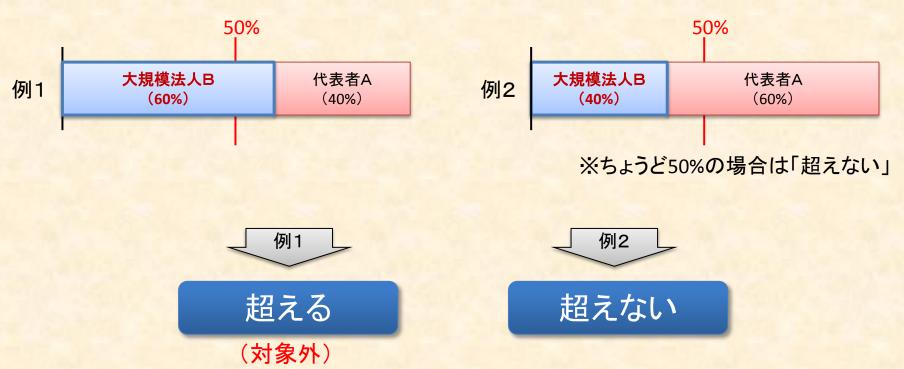


## 大規模法人グループからの投資を受けていますか?

► 大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊の関係 (子会社等)にある法人

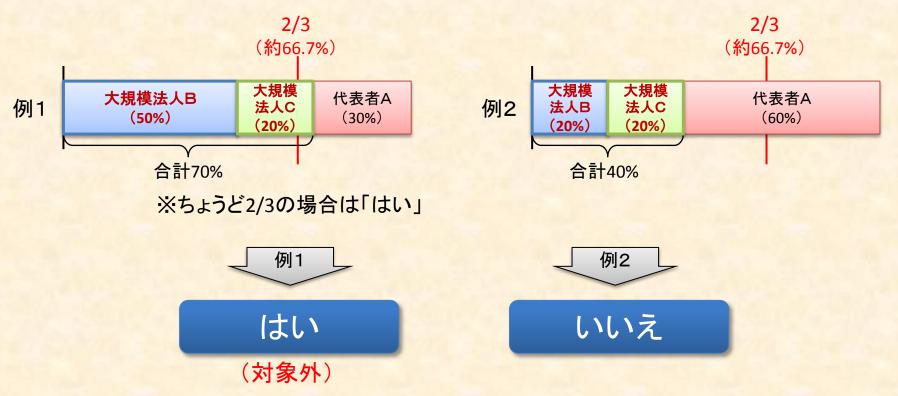


## その大規模法人グループが保有する株式は発行済株式の総数の50%を超えますか?



## (パンフレット要件Ⅳ)

## それらの大規模法人グループが保有する株式の合計数 は発行済株式の総数の2/3(約66.7%)以上ですか?



## 未登録・未上場の株式会社ですか?

- ◆株式会社
- ・日本の会社法(商法)に基づいて設立された株式会社が対象となります。
- ・会社法施行前から存続している「特例有限会社」も対象となります。
- ・ 合名会社、合資会社、合同会社は対象外となります。

はい

いいえ

## 風俗営業等に該当する事業を行う会社ですか?

#### ◆風俗営業等とは

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項」に規定する「風俗営業」又は「第5項」に規定する「性風俗関連特殊営業」を指します。 具体例としては、世間一般として認識されている風俗営業に加えて、キャバクラ・ホストクラブ・ナイトクラブ・ダンスホール・麻雀屋・パチンコ店・バー(照度が10ルクス以下などの条件あり)・一部のメイド喫茶も含みます。

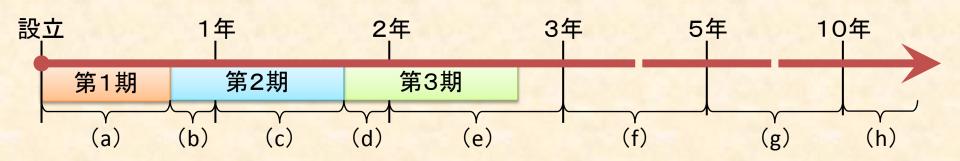
はい

(対象外)

いいえ

## 設立日からの期間はどれに該当しますか?

事前確認を受ける場合 → 「申請日」時点 払込み後の確認を受ける場合 → 「払込期日」時点



- (a)1年未満かつ最初の事業年度を未経過
- (b)1年未満かつ最初の事業年度を経過
- (c)1年以上かつ第2期事業年度を未経過
- (d)2年未満かつ第2期事業年度を経過

- (e)2年以上3年未満
- (f)3年以上5年未満
- (g)5年以上10年未満
- (h)10年以上

## (パンフレット要件Ⅱ)

## 研究者または新事業活動従事者(常勤)が2人以上 かつ常勤の役員・従業員の10%以上ですか?

#### ◆研究者

特定の研究テーマを持って研究を行っており社内で研究を主として行う方で試験研究等に含まれる支出がなされる方

#### ◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる 広告宣伝や市場調査の企画を行う方

例1	代表取締役A	0	*	例2	代表取締役A	0	*	
	取締役B	0	*		アルバイトC			
	従業員C	0						
◎:常勤				★:新事業活動従事者				
	/T)	14	1		/TILO			
例1				例2				
はい				いいえ				
190,				U 10 1/L				
					(対象タ	<b>†</b> )		

# 第1期の営業活動によるキャッシュ・フローが 赤字ですか?

#### ◆営業活動によるキャッシュ・フロー

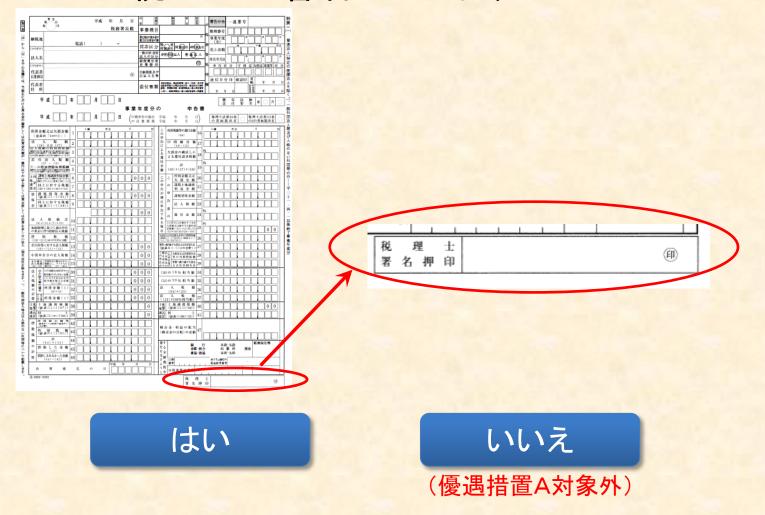
企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動からなり、キャッシュフロー計算書は、この3つの活動のそれぞれについて現金の出入りを見るものです。営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ(製造)、販売、管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計ソフトウェアには営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、B/S、P/Lがあれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

はい

いいえ

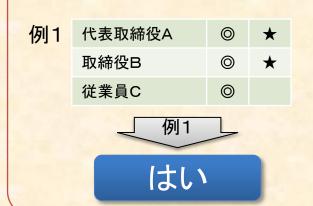
(優遇措置A対象外)

## 第1期の確定申告書別表一(一)には 税理士が署名していますか?



## 新規性要件(b-A)

## 研究者または新事業活動従事者(常勤)が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上ですか?





#### ◆研究者

特定の研究テーマを持って研究を行っており 社内で研究を主として行う方で試験研究等 に含まれる支出がなされる方

#### ◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方

#### どちらか選択

## 第1期の試験研究費等が収入金額(売上高)の

3%を超えますか?

#### ◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな 事業の開始のために特別に支出する費用

### はい

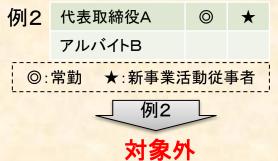
### どちらも当てはまらない

## 新規性要件(b-B)

## 研究者または新事業活動従事者(常勤)が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上ですか?



はい



#### ◆研究者

特定の研究テーマを持って研究を行っており 社内で研究を主として行う方で試験研究等 に含まれる支出がなされる方

#### ◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方

#### どちらか選択

## 第1期の試験研究費等が収入金額(売上高)の

3%を超えますか?

#### ◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな 事業の開始のために特別に支出する費用

## どちらも当てはまらない

# 第1期の営業活動によるキャッシュ・フローが 赤字ですか?

#### ◆営業活動によるキャッシュ・フロー

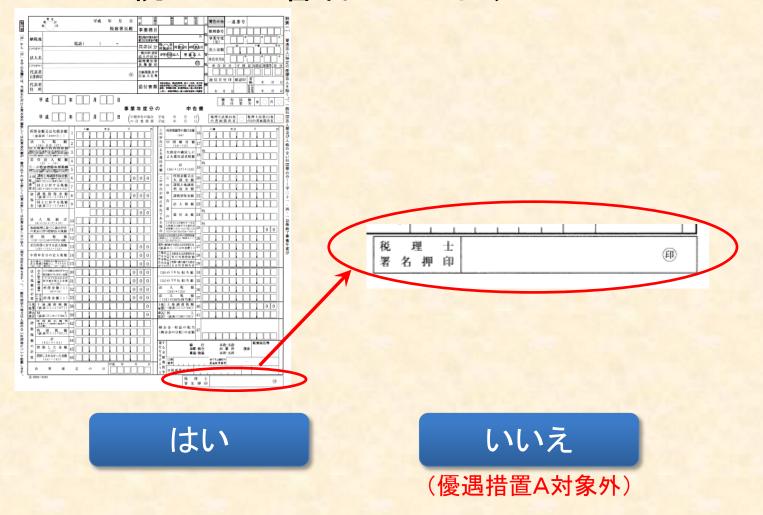
企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動からなり、キャッシュフロー計算書は、この3つの活動のそれぞれについて現金の出入りを見るものです。営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ(製造)、販売、管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計ソフトウェアには営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、B/S、P/Lがあれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

はい

いいえ

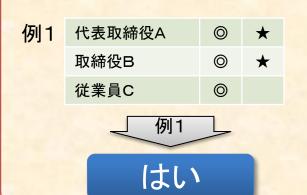
(優遇措置A対象外)

## 第1期の確定申告書別表一(一)には 税理士が署名していますか?



## 新規性要件(c-A)

## 新事業活動従事者(常勤)が2人以上 かつ常勤の役員・従業員の10%以上ですか?



はい



#### ◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事す る方や、新規製品やサービスが市場におい て認知されるために必要となる広告宣伝や 市場調査の企画を行う方

#### どちらか選択

## 第1期の試験研究費等が収入金額(売上高)の

3%を超えますか?

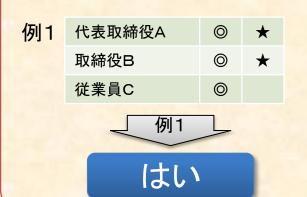
## ◆試験研究費等

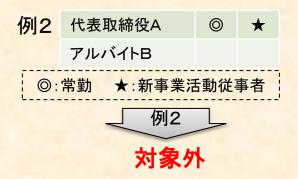
- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発 明に係る試験研究のために特別に支出す る費用
- 新たな技術若しくは新たな経営組織の採 用、技術の改良、市場の開拓又は新たな 事業の開始のために特別に支出する費用

## どちらも当てはまらない

## 新規性要件(c-B)

## 新事業活動従事者(常勤)が2人以上 かつ常勤の役員・従業員の10%以上ですか?





#### ◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方

#### どちらか選択

## 第1期の試験研究費等が収入金額(売上高)の

3%を超えますか?

### はい

#### ◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな 事業の開始のために特別に支出する費用

### どちらも当てはまらない

# 第1期・第2期の営業活動によるキャッシュ・フローがともに赤字ですか?

#### ◆営業活動によるキャッシュ・フロー

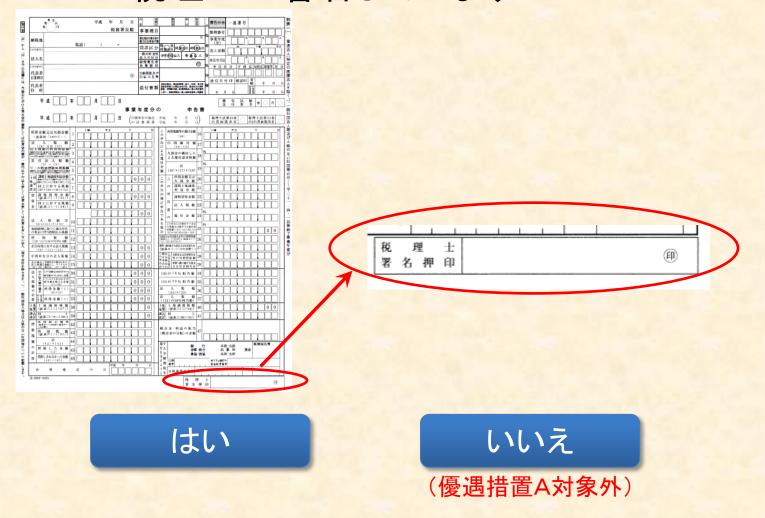
企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動からなり、キャッシュフロー計算書は、この3つの活動のそれぞれについて現金の出入りを見るものです。営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ(製造)、販売、管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計ソフトウェアには営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、B/S、P/Lがあれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

はい

いいえ

(優遇措置A対象外)

# 第2期の確定申告書別表一(一)には 税理士が署名していますか?



新事業活動従事者(常勤)が2人以上かつ 常勤の役員・従業員の10%以上ですか?



#### ◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方

#### いずれか選択

第2期の試験研究費等が収入金額 (売上高)の3%を超えますか?

はい

いずれか選択

第1期·第2期の売上高成長率が 25%を超えますか?

はい

#### ◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に 係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、 技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開 始のために特別に支出する費用

#### ◆売上高成長率

( 第 2 期の売上高 - 1 × 10 第 1 期の売上高(1 年換算) - 1 × 10

いずれも当てはまらない

## 新規性要件(d-B)

新事業活動従事者(常勤)が2人以上かつ 常勤の役員・従業員の10%以上ですか?



#### ◆新事業活動従事者

新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方

#### いずれか選択

第2期の試験研究費等が収入金額 (売上高)の3%を超えますか?

はい

いずれか選択

第1期·第2期の売上高成長率が 25%を超えますか?

はい

#### ◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に 係る試験研究のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、 技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開 始のために特別に支出する費用

#### ◆売上高成長率

( 第 2 期の売上高 - 1)×10 第 1 期の売上高(1 年換算) - 1)×10

いずれも当てはまらない

## (パンフレット要件Ⅱ)

## 第1期から前事業年度までの 営業活動によるキャッシュ・フローが すべて赤字ですか?

#### ◆営業活動によるキャッシュ・フロー

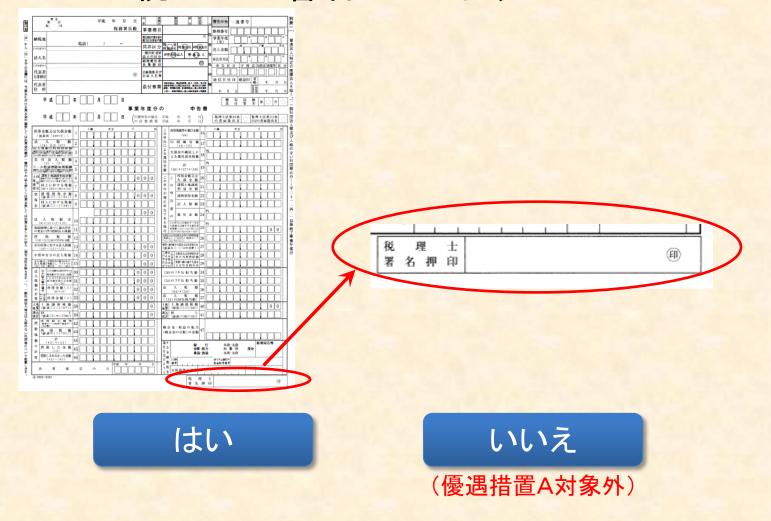
企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動からなり、キャッ シュフロー計算書は、この3つの活動のそれぞれについて現金の出入りを 見るものです。営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ(製造)、販売、 管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計ソフトウェア には営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、B/S、 P/Lがあれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

はい

いいえ

(優遇措置A対象外)

# 前事業年度の確定申告書別表一(一)には 税理士が署名していますか?



前事業年度の試験研究費等が収入金額(売上高)の 3%を超えますか?

はい

#### ◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発 明に係る試験研究のために特別に支出す る費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採 用、技術の改良、市場の開拓又は新たな 事業の開始のために特別に支出する費用

#### どちらか選択

前事業年度以前の売上高成長率が 25%を超えますか?

はい

#### ◆売上高成長率

(<u>前事業年度の売上高</u> − 1) × 100 前々事業年度の売上高 または

n=第2期から前事業年度までの事業年度の数

### どちらも当てはまらない

前事業年度の試験研究費等が収入金額(売上高)の 3%を超えますか?

はい

#### ◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発 明に係る試験研究のために特別に支出す る費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採 用、技術の改良、市場の開拓又は新たな 事業の開始のために特別に支出する費用

#### どちらか選択

前事業年度以前の売上高成長率が 25%を超えますか?

はい

#### ◆売上高成長率

(<u>前事業年度の売上高</u> − 1) × 100 前々事業年度の売上高 または

n=第2期から前事業年度までの事業年度の数

### どちらも当てはまらない

前事業年度の試験研究費等が収入金額(売上高)の 3%を超えますか?

はい

#### ◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発 明に係る試験研究のために特別に支出す る費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採 用、技術の改良、市場の開拓又は新たな 事業の開始のために特別に支出する費用

#### どちらか選択

前事業年度以前の売上高成長率が 25%を超えますか?

はい

#### ◆売上高成長率

(<u>前事業年度の売上高</u> − 1) × 100 前々事業年度の売上高 または

n=第2期から前事業年度までの事業年度の数

### どちらも当てはまらない

# 前事業年度の試験研究費等が収入金額 (売上高)の5%を超えますか?

#### ◆試験研究費等

- ・新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究 のために特別に支出する費用
- ・新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、 市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する 費用

はい

いいえ

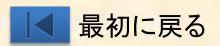
## 判定の結果、<u>企業要件</u>を満たします。 (優遇措置Aの適用可能<sup>※</sup>)

※優遇措置Aの確認を受ければ、優遇措置Bも適用できます。どちらを 適用するかは、対象となる株主が選択します。

申請(事前確認/払込み後の確認)に必要な書類

申請に必要な書類(優遇措置A)

申請に必要な書類(優遇措置Bのみ)



- ◆詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください
- ◆ ○内の番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています

手引き等のサイトへ

事 前 払 確 込 認 4 基 後 準 日 確 認 申 基 準 旦 日 П

①確認申請書

- ②定款
- ③登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)
- ⑧基準日における株主名簿
- ⑨常時使用する従業員数を証する書面(保険に関する書類、賃金台帳等)
- ⑩基準日における組織図
- ⑪研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容
- ②事業計画書(事業概要、売上高見込、経営者の略歴)
- 13法人設立届出書
- 18株式の発行を決議した議事録
- 19個人が取得した株式についての株式申込証
- ②私込があったことを証する書面(通帳の写し等)
- ② 投資契約書

払

込期

旦

払

込

4

後

0

確

認

基

準

日川

払込

期日)

- ◆詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください
- ◆ ○内の番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています

手引き等のサイトへ

事前確認(基準日=申請日)

①確認申請書

②定款

- ③登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)
- ⑧基準日における株主名簿
- ⑨常時使用する従業員数を証する書面(保険に関する書類、賃金台帳等)
- ⑩基準日における組織図
- ⑪研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容
- 18株式の発行を決議した議事録
- 19個人が取得した株式についての株式申込証
- 20払込があったことを証する書面(通帳の写し等)
- ② 投資契約書

## 判定の結果、<u>企業要件</u>を満たします。 (優遇措置Aの適用可能<sup>※</sup>)

※優遇措置Aの確認を受ければ、優遇措置Bも適用できます。どちらを 適用するかは、対象となる株主が選択します。

申請(事前確認/払込み後の確認)に必要な書類

申請に必要な書類

- ◆詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください
- ◆ ○内の番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています

手引き等のサイトへ

事 払 前 込 確 4 認 後 基 準 確 日 認 基 申 請 準 日 日 払 込

①確認申請書

- ②定款
- ③登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)
- ⑦基準日が属する年度の前年度の確定申告書別表ニ
- ⑧基準日における株主名簿
- ⑨常時使用する従業員数を証する書面(保険に関する書類、賃金台帳等)
- ⑩基準日における組織図
- ⑪研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容
- (4)設立の日における貸借対照表
- (5)設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、事業報告書及びキャッシュフロー計算書
- ⑥基準日が属する年度の前年度の確定申告書別表一(一)(税理士が署名したもの)
- ⑪法人事業概況説明書
- 18株式の発行を決議した議事録
- 19個人が取得した株式についての株式申込証
- ②私込があったことを証する書面(通帳の写し等)
- ② 投資契約書

期

旦

## 判定の結果、<u>企業要件</u>を満たします。 (優遇措置Aの適用可能<sup>※</sup>)

※優遇措置Aの確認を受ければ、優遇措置Bも適用できます。どちらを 適用するかは、対象となる株主が選択します。

申請(事前確認/払込み後の確認)に必要な書類

# 申請に必要な書類(ウ/エ)

- ◆詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください
- ◆ ○内の番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています

手引き等のサイトへ



①確認申請書

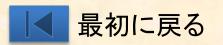
- ②定款
- ③登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)
- ⑦基準日が属する年度の前年度の確定申告書別表ニ
- ⑧基準日における株主名簿
- ⑨常時使用する従業員数を証する書面(保険に関する書類、賃金台帳等)
- (4)設立の日における貸借対照表
- ⑤設立後の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、事業報告書及びキャッシュフロー計算書
- ⑩基準日が属する年度の前年度の確定申告書別表一(一)(税理士が署名したもの)
- ⑪法人事業概況説明書
- 18株式の発行を決議した議事録
- 19個人が取得した株式についての株式申込証
- ②払込があったことを証する書面(通帳の写し等)
- ② 投資契約書

込

期日)

判定の結果、企業要件を満たします。 (優遇措置Bのみ適用)

申請(事前確認/払込み後の確認)に必要な書類



- ◆詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください
- ◆ ○内の番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています

手引き等のサイトへ

事 前 払 確 込 認 4 後 基 準 確 日 認 申 基 請 準 日 日 Ш 払

①確認申請書

- ②定款
- ③登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)
- ④基準日が属する年度の前年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- ⑦基準日が属する年度の前年度の確定申告書別表二
- ⑧基準日における株主名簿
- ⑨常時使用する従業員数を証する書面(保険に関する書類、賃金台帳等)
- ⑩基準日における組織図
- ⑪研究者・新事業活動従事者の略歴、担当業務内容
- 18株式の発行を決議した議事録
- 19個人が取得した株式についての株式申込証
- ②私込があったことを証する書面(通帳の写し等)
- ② 投資契約書

込期

旦

判定の結果、<u>企業要件</u>を満たします。 (優遇措置Bのみ適用)

申請(事前確認/払込み後の確認)に必要な書類

払

込

4

後

0

確

認

基

準

日川

払込

期日)

- ◆詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください
- ◆ ○内の番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています

手引き等のサイトへ

事前確認(基準日=申請日

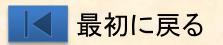
①確認申請書

②定款

- ③登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)
- ④基準日が属する年度の前年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- ⑦基準日が属する年度の前年度の確定申告書別表ニ
- ⑧基準日における株主名簿
- ⑨常時使用する従業員数を証する書面(保険に関する書類、賃金台帳等)
- 18株式の発行を決議した議事録
- 19個人が取得した株式についての株式申込証
- 20払込があったことを証する書面(通帳の写し等)
- ② 投資契約書

判定の結果、企業要件を満たします。 (優遇措置Bのみ適用)

申請(事前確認/払込み後の確認)に必要な書類



- ◆詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください
- ◆○内の番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています

手引き等のサイトへ

事 前 払 確 込 認 4 後 基 準 0 確 日 認 申 基 請 準 旦 日 Ш

①確認申請書

- ②定款
- ③登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)
- ④基準日が属する年度の前年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- ⑤基準日が属する年度の前々年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- ⑥設立後最初の事業年度から基準日が属する年度の前々々年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(売上高成長率を相乗平均により算出した場合)
- ⑦基準日が属する年度の前年度の確定申告書別表ニ
- ⑧基準日における株主名簿
- ⑨常時使用する従業員数を証する書面(保険に関する書類、賃金台帳等)
- 18株式の発行を決議した議事録
- 19個人が取得した株式についての株式申込証
- ② 払込があったことを証する書面(通帳の写し等)
- ② 投資契約書

払込

期

旦

# 出資をした個人は、金銭の払込みにより、対象となる企業の株式を取得していますか?

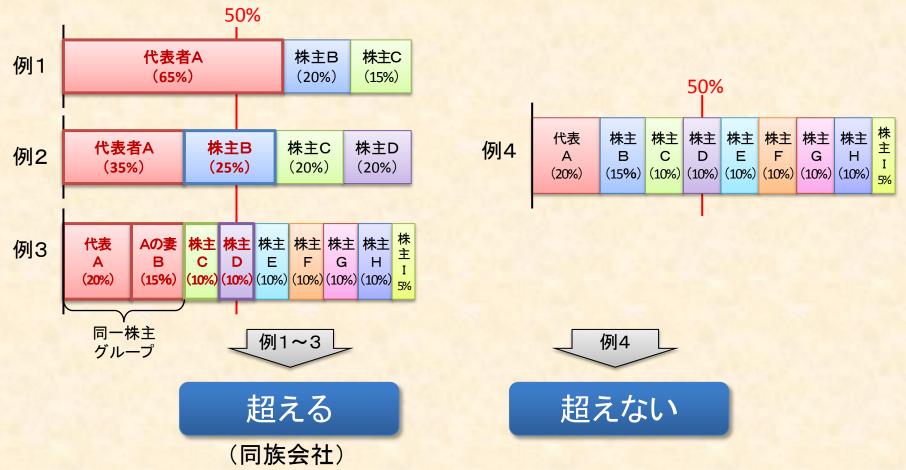
他人から譲り受けた株式や、現物出資により取得した株式は対象になりません。

はい

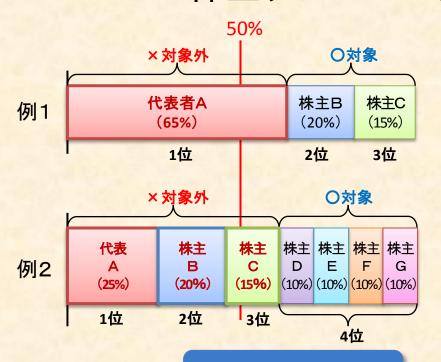
いいえ

(対象外)

会社の3人以下の株主グループ(株主及びその親族やその関係会社等)が保有する株式(又は議決権)の合計が発行済株式(又は議決権)の総数の50%を超えますか?



所有割合(持株割合又は議決権保有割合)の第1位から第3位までの 株主グループ(株主及びその親族やその関係会社等)を順に加算し、 その割合がはじめて50%超になる時における 株主グループに属していますか?



属している

(×対象外)

50% Q対象 ×対象外 株主 代表 株主 株主 株主 Aの妻 例3 E (20%)(10%) (10%) (10%) (10%) (10%) (10%) 3位 1位 2位

※同順位の株主グループが複数いる場合は、同順位 に含めます。

例3の場合、株主C、株主Dだけでなく株主E~株主H も第2位となり、ともに対象外となります。

#### 属していない

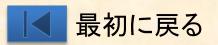
(〇対象)

判定の結果、個人要件を満たします。

引き続き、企業要件を判定できます

企業要件の判定

※事前確認制度を利用して払込みを受けた場合の申請書類はこちら



## 申請に必要な書類(事前確認後の払込み)

エンジェル税制 要件判定シート

- ◆詳細はエンジェル税制の「確認申請の手引き」、「様式集」をご覧ください
- 手引き等のサイトへ

▶ ○内の番号は「確認申請の手引き」の番号に対応しています

- ①確認申請書
- ②経済産業局より交付された事前確認書(有効期限にご留意ください)
- ③特定新規中小企業者の要件に該当することの宣言書
- ④株式の発行を決議した議事録
- ⑤個人が取得した株式についての株式申込証
- ⑥払込があったことを証する書面(通帳の写し等)
- ⑦投資契約書
- ⑧払込日時点の株主名簿

#### エンジェル税制の対象外です

#### 詳しくは経済産業局までお問い合わせください。

経済産業局	管轄都道府県	利用相談窓口
北海道経済産業局	北海道	北海道経済産業局 新規事業室 TEL:011-700-2251
東北経済産業局	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県	東北経済産業局 産業支援課 TEL:022-221-4882
関東経済産業局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県、静岡県	関東経済産業局 新規事業課 TEL:048-600-0276
中部経済産業局	愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県	中部経済産業局 経営支援課新事業支援室 TEL:052-951-2761
近畿経済産業局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿経済産業局 創業·経営支援課 TEL:06-6966-6014
中国経済産業局	岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県	中国経済産業局 新事業支援室 TEL: 082-224-5658
四国経済産業局	香川県、徳島県、愛媛県、高知県、	四国経済産業局 新規事業室 TEL:087-811-8521
九州経済産業局	福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州経済産業局 新産業戦略課 TEL:092-482-5438
沖縄総合事務局経済産業部	沖縄県	沖縄総合事務局経済産業部 地域経済課 TEL:098-866-1730